

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の試行について

〔平成29年6月2日 29農振第577号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局整備部長あて〕

一部改正 令和2年3月30日 元農振第3631号

一部改正 令和4年6月8日 4農振第694号

一部改正 令和8年3月25日 7農振第3139号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）第24条第1項において、国の調達に関し、予算の適正な執行に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注機会の増大等実施することとされた。

さらに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、価格以外の要素を評価する調達時に、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定することが定められたことから、工事及び業務におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について、試行しているところである。

今般、関係法令の改正を踏まえ、評価項目を改正するので、適切に実施願いたい。

記

1 試行の対象

総合評価落札方式を実施する全ての工事
企業評価を実施する全ての業務

2 入札公告等への記載

次の記載例を参考に入札公告等へ明示し、入札参加者へ周知のうえ、実施するものとする。

（入札公告等記載例）

○ 工事（業務）概要

（○）本工事（業務）は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事（業務）である。

3 評価項目及び評価基準

(1) 工事

評価項目及び評価基準は、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付け19農振第2225号農村振興局長通知）に定める評価項目に、以下の項目を追加して評価するものとする。なお、簡易型（参入促進型）、簡易Ⅱ型（施工実績確認型）及び簡易Ⅲ型（企業実績重視型）についても同様に、以下の項目を追加して評価するものとする。

評価項目	評価基準	評価点
企業評価に係る認定の取得状況等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 	政府調達協定対象工事 1点 上記以外 0.5点

※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業、同法第12条に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行った企業をいう。

※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

(2) 業務

評価項目及び評価基準は、「建設コンサルタント等の選定・特定手続上の細部運用について」（平成15年2月10日付け14農振第2132号農村振興局整備部設計課長通知）に定める評価項目に、以下の項目を追加して評価するものとする。なお、一般競争入札（総合評価落札方式）においてD評価は「－」とする。

評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価					
			評価点	A	評価点	B	評価点	C
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	0.5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	－	－	0	Aに該当しない

※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。、同法第12条に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行った企業をいう。

※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

4 認定等の確認方法

- (1) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書等を求める際に、別添様式1又は別添様式2により認定の取得状況等を提出させる。
- (2) 認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付させ、これにより確認する。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）

(別添様式1)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし1段階目」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし2段階目」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし3段階目」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしてお
り、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画を策定又は変更（令和7年4月1日以後）している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行
動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

(別添様式2)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務
取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし1段階目」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし2段階目」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし3段階目」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしてお
り、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画を策定又は変更（令和7年4月1日以後）している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し）を添付すること。